

## 栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

教育委員会事務局教職員課

### 1 改正の趣旨

茂木町立中川小学校の移転に伴い、へき地等学校について、所要の改正をするものである。

### 2 改正の概要

茂木町立中川小学校が旧茂木町立中川中学校跡地に移転することに伴い、別表第3中、同校を「へき地学校に準ずる学校」から「特別の地域に所在する学校」に変更する。

### 3 施行期日

平成31年4月1日

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例案要綱

教職員課

一 条例案の趣旨

茂木町立中川小学校の移転に伴い、へき地等学校について、所要の改正をするものである。

二 条例案の内容

茂木町立中川小学校が旧茂木町立中川中学校跡地に移転することに伴い、別表第三中、同校を「へき地学校に準ずる学校」から「特別の地域に所在する学校」に変更する。

(別表第三(第九条の二、第九条の三関係))

三 施行期日

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二十八号議案

栃木県公立学校職員給与条例の一部改正について

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十一年二月十八日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表第3</b> （第9条の2、第9条の3関係）					
1 へき地学校等					
級別	学 校	名	へき地学校に準ずる学校	学 校	名
	小 学 校	略		小 学 校	略
へき地学校に準ずる学校		日光市立小来川小学校 茂木町立逆川小学校	略	へき地学校に準ずる学校	
佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校			略	茂木町立中川小学校 佐野市立閑馬小学校 佐野市立下彦間小学校	
略					
2 特別の地域に所在する学校					
<u>茂木町立中川小学校</u> 大田原市立羽田小学校					
2 特別の地域に所在する学校					
大田原市立羽田小学校					

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。